

ビデオカメラによる継続的監視（五）

鈴木 一 義

はじめに

第一章 アメリカ合衆国及びイギリスなどにおけるビデオ監視の動向

第一節 アメリカ合衆国における動向（以上、本誌第一二六卷第九・十号）

第二節 イギリスにおける動向

第三節 その他の諸国における動向

第四節 適法要件の検討（以上、本誌第一二六卷第十一・十二号）

第二章 我が国におけるビデオ監視の動向

第一節 ビデオ監視などを巡る議論情況（以上、本誌第一二七卷第一号）

第二節 裁判例の検討

一 (12)（以上、本誌第一二七卷第二号）

二（以上、本号）

第三節 ビデオ監視を規制するための判断ファクターなどの考察
おわりに

ビデオカメラによる継続的監視（五）（鈴木）

一(13) その上告審である最高裁判平成二九年三月一日大法廷判決(刑集七一巻三号一三頁)は、大要、「(1)GPS捜査は、対象車両の時々刻々の位置情報を検索し把握すべく行われるものであるが、その性質上、公道上のもののみならず個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする。このような捜査手法は、個人の行動を継続的・網羅的に把握することを必然的に伴うから個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴うものと言うべきである。(2)憲法三五条は、『住居、書類及び所持品』について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利』を規定しているところ、この規定の保障対象には、『住居、書類及び所持品』に限らずこれらに準ずる私的領域に『侵入』されることのない権利が含まれるものと解するのが相当である。そうすると、前記の通り、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であるGPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑法上特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分にあたる(最高裁昭和五一年三月一六日第三小法廷決定・刑集三〇巻二号一八七頁参照)と共に、一般的には、現行犯人逮捕等の令状を要しないものとされている処分と同視すべき事情があると認めるのも困難であるから、令状がなければ行うことの出来ない処分と解すべきである。」と判示した。「公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴う」と述べられているから、公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりするような手法は、公権力による私的領域への侵入を伴

わず、本判決によれば任意処分ということになる⁽²³⁵⁾が、それ以外のどの程度の撮影ならば任意処分・強制処分のいずれに該当するかについては、本判決の射程外ということになるように思われる⁽²³⁶⁾⁽²³⁷⁾。

ただ、本判決が強制処分性を認める根拠として述べた左記判示については、被侵害利益の側面における「私的領域」「侵入」の解釈として、①領域プライバシー権によるアプローチ（プライバシー侵害を可能とする機器を対象者の所持品に秘かに装着することにより、⁽²³⁸⁾そのことを知らない対象者がその所持品と共に移動等する際の、「個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものである恐れが常にある」位置情報を、捜査機関が意の儘に取得することの出来る状態を作り出すこととそれ自身が、既に性質上私的領域への侵入を伴う処分の着手に他ならないと捉える⁽²³⁹⁾）、②情報プライバシー権によるアプローチ（私的領域は、私的空間に限らず、公道上も含めた位置情報の集積の結果であるところの、人の行動全体に係るプライバシーを意味し、GPS捜査による、かかる個人の行動の継続的・網羅的把握を「侵入」と捉える⁽²⁴⁰⁾）が考えられ、また、①・②は、権利論「主観法」に基づく強制処分の判断基準に関わるが、これに対して③権利論（主観法）に基づく強制処分の判断基準自体に限界があると考え、客観法（客観的公益のために国家を義務付けるだけで、それによって国民の側に反射的利益が生じるとしても、その国家の義務に対応する権利は国民に与えられていない法規範）的思考を補充的に取り込むアプローチ⁽²⁴¹⁾、④権利論（主観法）を放棄して制度論（客観法）への全面転換を試みるアプローチ⁽²⁴²⁾などが提示されており、かかる議論⁽²⁴³⁾はカメラによる撮影行為の議論に影響すると考えられる⁽²⁴⁴⁾。

(14) 捜査機関は、Q2委員会（Q3派）の活動家として把握していた被告人について兵庫県内のホテルに虚偽の住所と氏名で宿泊したという旅館業法違反の事実を認知した。そこで捜査機関は、当該旅館業法違反の事実の捜査として被告人の住所について捜査した結果、被告人が三〇一号室に居住しているのではないかと疑いを抱くに至り、被

告人が三〇一号室に居住しているか否かを確認する目的で、平成二九年二月一四日から同室への出入りを目視で確認することとした。そうしたところ、同月一八日には被告人、同月一九日には氏名不詳の男が各々三〇一号室に出入りするのを確認したため、引き続き被告人が同室に居住しているか否かを確認する目的で同月二六日からは同室への出入り状況をヴィデオ撮影して記録に残すこととし、当該撮影は同年五月一八日迄続けられた(その撮影態様は、捜査機関が三〇一号室の玄関ドア付近を見通せる場所にあるマンションの一室を賃借し、望遠のヴィデオカメラ二台を同所に設置して、二四時間態勢で三〇一号室の玄関ドアやその付近の共用廊下を撮影したというものであった)という事案⁽²⁴⁵⁾において、大阪地判平成三〇年四月二七日(判例時報二四〇〇号一〇三頁)⁽²⁴⁶⁾は、大要、本件において撮影対象とされたのは三〇一号室の内⁽²⁴⁵⁾部ではなくその出入口である玄関ドア及びその付近の共用廊下に止まっており、且つ、これらの場所はNビルの周辺の建物から視認され得る状況にあるから、本件において撮影対象となった場所は、人が他人から容貌等を観察されること自体は通常受忍せざるを得ない場所と言え、プライバシーの保護の合理的期待が高い場所であるとは言えず、本件ヴィデオ撮影は被撮影者のプライバシーを大きく制約するものとは言えないため、本件ヴィデオ撮影は強制処分には当たらないと論じた。その上で、本件ヴィデオ撮影が任意捜査として適法と言えるかについて、捜査機関においては、被告人が虚偽の住所と氏名でビジネスホテルに宿泊した旅館業法違反の捜査の一環として被告人の三〇一号室における居住の有無及びその実態を明らかにする必要があると認められ、同室には被告人の他に氏名不詳の男も出入りしていたところ、両名による同室の使用頻度・状況等を明らかにして被告人の居住実態を確認するためには相当期間継続して同室の出入り状況を把握する必要があったと言え、その撮影態様は前記の通り必ずしもプライバシーの保護の合理的期待が高いとは言えない三〇一号室の玄関付近を撮影したに止まる上、その撮影期間も三か月に

満たず、前記捜査の目的及び必要性に照らし、不相当に長いとは言えない。以上によれば、本件ビデオ撮影は、前記捜査目的を達成するため、必要な範囲において相当な方法によって行われたものと言え、任意捜査としても適法である——このように判示した。

本判決を肯定する見解においては、①捜査機関において、被告人が犯罪を敢行した嫌疑を有していたことが認められ、旅館業法違反行為については、被告人は警察から極左暴力集団として把握されているQ3派の活動家であり、それが敢えて偽名を使ってホテルに宿泊すること自体、極左暴力集団の活動の一環としての行動と窺われることから、被告人による旅館業法違反行為の解明は社会・公共の安全を確保する上で重要な意味を有すると考えられ、本件において具体的に捜査を行い事実関係を解明する必要性が認められ、ビデオ撮影を正当化すべき事情があると言える、②本件居室には被告人の他、別の男の出入りも確認されたことから、両者による本件居室の使用頻度や情况等を明らかにして被告人の居住実態を明らかにする必要があると認められ、また、被告人が旅館業法違反行為をQ3派の活動の一環として行ったことが疑われるところ、同行為を敢行するに至った背景や共犯関係等、被告人と他者との接触状況についても把握する必要性があるから、本件居室の使用情況、他者による本件居室への接触情況を相当期間に亘って常時把握するためにビデオ撮影を行うべき必要性が認められる、③撮影方法の相当性については、撮影対象とされたのは本件居室の出入口である玄関ドア及びその付近の共用廊下という他者が視認可能な場所であり、また、共用廊下部分はビルの外部から視認可能であって、撮影対象とされた領域については、被告人がプライバシーの期待を合理的に保ち得る領域ではなかった。そして、公の場所では、誰かから自己の容貌等を見られることが当然に予想されるのであって、外部のマンションから秘匿撮影したからと言って他者から見られない自由の制約は特に変わる

訳ではないから、撮影の相当性が否定されるものではない。また、望遠カメラを使用した点も、離れたところから被撮影者の人物特定を可能ならしめる程度の拡大をしていたに過ぎないから、ビデオ撮影をもってかかる拡大を相当とする理由はない。更に、他人名義で契約された本件居室に被告人と氏名不詳の男が出入りしていたという事実関係に照らせば、ある程度長い期間に亘って継続して居室の使用情況・出入情況を把握せざるを得ず、また、いつ誰が入りするのか全く予測出来ない以上、常時観察する以外実態の正確な把握は困難であるため、撮影時間についても捜査目的に照らして猶相当な範囲に止まっている―以上の理由から、本件ビデオ撮影は任意処分として相当であったと評価されている。⁽²⁴⁾

(15) 被告人は暴力団員で、覚せい剤取締法違反及び窃盗罪の他、建造物等以外放火罪、非現住建造物等放火未遂、火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反の罪で起訴された(本件放火事件)。警察は、本件放火事件に先立って、被告人とは別の、既に逮捕状が出ていたAの逮捕に向けて、Aの所在確認及び行動パターンを把握する目的でAの立ち寄り先であった被告人方近隣の私人管理場所の中にビデオカメラを設置し、被告人方前の公道及び被告人方玄関を二四時間連続で撮影していた(被告人方玄関ドアが開いた際には、ドアの内部の様子が入り込んでおり、ドアの内部の様子が撮影されていた時間が連続約二五分間に及ぶこともあった)。警察は、カメラ設置後、二度に亘ってAの逮捕に失敗し、平成二八年初め頃以降、Aの被告人宅への立ち入りは確認出来なくなつたにもかかわらず、再び立ち寄る可能性もあると考えてビデオ撮影を継続し、同年五月一七日にAが逮捕される迄撮影を続けた。この間、警察が設置していたビデオカメラには、放火現場から発見されたものと同じ赤色ガソリン携行缶を運搬する被告人の行動が撮影されており、検察官が当該ビデオ撮影に関する証拠を本件放火事件の証拠として提出したのに対して、弁護人は、当該ビデオ

撮影は違法であり、違法収集証拠として排除されるべきと主張した。かかる事案において、さいたま地判平成三〇年五月一日（判例時報二四〇〇号一〇三頁）は、（一）撮影の適法性について、①逮捕のために本件ビデオ撮影がどこ迄必要であったのか、そもそもAの逮捕のためというのが本件撮影の真の目的であったのかについても疑問があるが、A逮捕が一番の目的であることを前提にしたとしても、平成二八年の初め頃迄しかAの立ち寄りが確認出来ておらず、Aを被告人方において逮捕できる可能性が低下し、本件撮影を継続する必要性は相当程度減少していたのに同年五月一九日迄漫然と本件撮影を続けていた点において、警察の対応は不適切であったと言わざるを得ないこと、②本件撮影範囲は主に公道上及び玄関ドア付近の外部から観察し得る場所ではあったが、不特定の者が行き来することが想定されない特定の敷地内に設置されたビデオカメラから撮影されたものであった上、被告人方の玄関ドアを開けた際にはその内部が映り込むなどしており、玄関内部の映像が不鮮明で人の様子等が明確には認識できなかったとは言え、単純に公道上等のみを撮影した場合に比べるとプライバシー侵害の度合いが高かったものと認められ、また、個人宅の出入りが約七か月半（本件各証拠の内容である映像が撮影された時点迄の期間と考えても約五か月間）という長期間に亘り殆ど常時撮影されていたものであって、撮影によつて取得された情報が集積されるにつれて生活状況等を把握される度合いも当然に高くなっていったものと言え、この期間の長さに照らしても、本件撮影によるプライバシー侵害の度合いは他の事案と比べて高かったと認められ、加えて、本件撮影が被告人自身に対する嫌疑からなされた訳ではなかったことからすると、この点は被疑者自身が自宅前付近を撮影される場合とは異なった考慮がされるべきであった、以上の事情等からすれば、本件撮影による被告人や被告人の家族に対するプライバシー侵害の度合いは、それなりに高いものであったと認められること、③本件撮影後に、警察官は、外付けハードディスクを交換した際に一部

の映像のみをパソコンにダウンロードして保存しており、その他の映像は消去していたのであるが、映像のどの部分を保存するかについて警察内部で明確な基準が定められていなかった上、人や車の動きがある映像は、郵便局員や新聞配達員等の明らかに捜査に関係しないと認められるものを除いて保存するようにされていたというのである。いずれにしても、警察官において、事件との関係性についてきちんと検討することなく漫然と映像を保存し続けていたと認められることからすると、本件ではプライバシー侵害の度合いを下げるための十分な配慮がなされていたとは言えないこと、の三点を基に考えれば、本件撮影が類型的に強制処分にあたると迄は言えないものの、少なくとも平成二八年の初め頃以降はその撮影の必要性が相当程度低下していたことは明らかで、それにもかかわらず長期間に亘って撮影を継続したこと自体不適切であった上、しかも本件撮影方法は他の類似事案と比べるとプライバシー侵害の程度が高いものであったと評価できることを考慮すれば、本件放火事件当時の撮影は任意捜査として相当と認められる範囲を逸脱した違法なものであったと認められる等と述べた。そして、(2)各証拠の証拠能力について、さいたま地裁は、前記の通り、本件撮影は違法であり、本件各証拠は違法な本件撮影から直接取得され、またはそれと密接に関連する証拠であると言えるとし、本件撮影を継続する必要性は相当程度減少していたのに警察官は長期間に亘って本件撮影を続けておりプライバシー侵害の程度もそれなりに高かったと認められるところ、個人の容貌等を撮影する捜査手法に関しては従前から複数の判例等が存在するところであり、撮影の必要性・緊急性・相当性について厳格に判断されるべきことが繰り返し判示されていて（最高裁昭和四四年一二月二四日大法院判決等参照）、⁴証人の証言によれば警察官としてもその点については認識していたというのに、本件において警察官は本件撮影の必要性等を適切に検討せず、漫然と撮影を続けていたことは明らかであって、加えて、本件撮影は逮捕の現場等の緊急の

場面において警察官が咄嗟の判断を誤ったなどというようなものではなく、その経過に照らし、必要性・緊急性及び相当性を検討する機会が十分にあったにもかかわらず必要性等を適切に検討することを長期間に亘って怠りつつ本件撮影を継続していたと認める他ないのであって、かかる警察官らの態度は、判例や被撮影者のプライバシーを軽視し、遵法精神を大きく欠いたものであったと言わざるを得ないと述べ、更に、本件撮影に問題があることは明らかであるにもかかわらず、P⁴証人は、本件撮影について何ら問題はなかったと考えている旨や、埼玉県警においては現在でも同じような捜査が行われている旨を述べているのであって、警察官として本件撮影の問題点を当時のみならず現時点においても理解していないことは明らかであるから、かかる警察官の証言内容及び証言態度に照らせば、将来における違法捜査抑止の見地からも証拠排除の必要性が高いと言う他ないと考え、以上総合考慮すれば、本件撮影の違法の程度は重大であったと評価出来る上、将来における違法捜査抑止の見地からしても本件各証拠を採用することは相当でないから、これらの証拠能力は認められないものと判断する旨判示した。⁽²⁸⁾

本判決については、従前の裁判例が公道など、通常、人が他人から容貌等を観察されることは受忍せざるを得ない場所における撮影に対する判断であったのに対して、本件撮影では、個人の住居の中が映り込んでいた点に違いがあり、両者の間に法益侵害の程度の高さを認められた点、長期に亘る情報の集積により生活情報が把握され得る点にプライバシー侵害の程度の高さを見出し、継続的監視による撮影がもたらす法益侵害の本質を捉えたものである点に特徴が認められると評され⁽²⁹⁾、また、映像の保存方法（被疑事実と無関係な映像が残されている点を指摘する）にも着目されている点にも意義が認められると指摘されている。⁽²⁹⁾ 従前の裁判例と本件撮影との間に法益侵害の程度に類型的な差が認められるか等については争いがある⁽²⁵⁾が、捜査の必要性と権利・利益の侵害の程度を比較衡量した上で、後者

の程度が高いことを問題視したものと見えよう。⁽²⁵²⁾

大阪地判平成三〇年四月二十七日とさいたま地判平成三〇年五月一〇日の結論は反対であるが、任意捜査としての許容性に関する判断枠組みは共通しており、いずれも捜査目的達成のための必要性和手段の相当性の二要件について判断をしており、最二小決平成二〇年四月一五日を踏襲していると評されている。⁽²⁵³⁾ 尤も、最二小決平成二〇年四月一五日が個人識別の資料を得るための一過性の撮影⁽²⁵⁴⁾であるのに対して、さいたま地判平成三〇年五月一〇日は、定点での撮影により特定の場所における人の動静を継続的に監視して撮影するものであって、⁽²⁵⁵⁾ 事案の類型を異にするとの異論も見られることには注意を要する。⁽²⁵⁶⁾

(16) また、大阪高判平成三〇年九月二十五日（大阪地判平成三〇年四月二十七日の控訴審⁽²⁵⁷⁾）において、大阪高裁は、原判決が認定した事実を基礎に、本件ヴィデオ撮影の対象は、三〇一号室の玄関ドア及びその付近の共用廊下に止まり、しかもこれらの場所は周辺の建物から視認される状況にあって、プライバシー保護の合理的期待が高い場所であるとは言えず、捜査機関がこれらの場所にいる被撮影者の容貌等を撮影することが被撮影者のプライバシーを大きく制約するものであったとは言えないため、本件ヴィデオ撮影が強制処分に当たるとは言えないと述べた。そして、大阪高裁は、本件ヴィデオ撮影が任意捜査として許されるものであったか否かについて検討しても、旅館業法の被疑事実は虚偽の住所と氏名でホテルに宿泊したというものであるから、その捜査に当たっては、被告人の真実の住所を明らかにする必要があり、そのためには被告人の居住の有無を明らかにする必要があると、居住の有無を確認するためには一定期間継続してその出入りの状況を明らかにする必要があったと認められ、また、本件ヴィデオ撮影の態様は、玄関ドアやその付近の共用部分を撮影したというものに止まるし、撮影期間も三か月弱であって、被告人のQ3

派との結び付きも考慮すれば、被告人の居住の有無を確認するために不相当に長い期間であったとは言えず、そうすると、本件ビデオ撮影は捜査目的を達成するために必要な範囲で、相当な方法で行われたと言え、任意処分として適法である旨判示した。旅館業法という犯罪を立証する上で必要な事実である被告人の真実の住居を明らかにするという目的で行われたものであるとして必要性を肯定し、撮影対象を限定して目的を達成する上で合理的な期間の範囲内で行う方法によるものであったとして相当性を肯定したものと評されており、外部から認識され得る場所において、捜査機関が被告人の容貌等を撮影する手法について、これを任意処分とする従前の裁判例の判断枠組みを維持したものと見えようが、⁽²⁵⁹⁾既に触れたように、真の目的が別にあったとの懸念もあり得るところであろう。

(17) 新潟県警部補である被告人が、平成二五年一月一七日（以下「本件当日」）午後一時二六分頃、千葉県の路上において、闇金融事犯に係る内偵捜査のため被害者の自宅周辺を私服で撮影するなどの職務に従事中に被害者から不審者として問い詰められ、その右手で衣類を掴まれるなどした際、内偵捜査の発覚により捜査に支障が生じることを避けるためにその場から逃げ出そうと考え、被害者に対し被害者に衣類を掴まれた儘の状態で勢い良く自己の身体を右回りに反転させる暴行（以下「本件暴行」）を加え、被害者をして身体の平衡を失わせてその右足を路面に強く踏み込ませ、よって被害者に右脛骨高原骨折後変形治癒の後遺症を伴う入院加療一五九日間を要する右脛骨高原骨折（以下「本件骨折」）等の傷害（以下「本件傷害」）を負わせたという事案で、原審である千葉地裁平成三〇年六月二十九日判決（判例タイムズ一四六四号二四五頁）は、被告人の本件暴行に正当防衛の成立を認めたが、C 巡査部長（以下「C」）。私服を着用して被害者に対する内偵捜査に従事していた被告人及びCは、本件当日午後一時過ぎ頃捜査用車両で被害者宅付近に赴き、各自分かれて公道上等から、被告人がデジタルカメラ、Cがビデオカメラで、被害者宅やその二階ベランダに干してあった青色

繋ぎ作業服「被害者が譲受の相手と接触した時の着衣として把握していたもの」を撮影していた」に対する被害者の逮捕行為は違法であり、急迫不正の侵害に当たると述べた際に、大要、「被告人らが公道上等から被害者宅の外観や洗濯物を撮影した行為は、何の犯罪にも当たらない。本件で撮影された家の外観や洗濯物等に肖像権を観念する余地はなく、被告人らによる撮影は、被疑者である被害者宅やその着衣として把握していた作業服が干されている状況を確認するためのもので、その後の捜査に必要な正当なものである。また、撮影の方法や態様も公道等から対象物を短時間撮影するという程度に止まり、一般的に許容される限度を超えるものとは言えず、相当と認められる。従って、当該撮影行為は捜査としても適法である。」と論じた。控訴審である東京高裁平成三十二年三月一日判決（*Westlaw* 文献番号 2019WLJPCA08016008）⁽²⁰⁾も、原判決の判断は事実認定については経験則等に照らして不合理なところはなく、認定事実を踏まえた正当防衛の成否に関する判断も、判断過程の一部には直ちに首肯出来ない部分があるものの大部分の説示に不合理なところはなく、正当防衛の成立を認めた結論も相当であって、原判決に事実の誤認や法令適用の誤りはないとしたが、警察官による撮影行為について、大要、「原審証拠によれば、①犯収法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）違反事件の被疑者であるBが平成二五年四月一〇日から同月一二日までの三日間被害者と接触するところを捜査官が現認したこと等から、犯収法違反事件の被疑者となっていたこと、②Bと接触する際、被害者は赤色のダイハツミラ（以下「被害者車両」）を使用しており、その内一日は青色の繋ぎ作業服を着用していたこと、③被告人らは、本件当日、上記事件の被疑者である被害者の住居・行動確認等の内偵捜査をする目的で捜査用車両で被害者宅付近に赴き、写真撮影やビデオ撮影を行ったこと（猶、原判決の言う公道上「等」は、道路のすぐ脇で人が自由に行き来出来る範囲を指していることが認められる）、④これに先立つ本件当日の朝方にも被告人らは捜査用車両で被害者方付近に赴き、

公道上等から被害者の使用車両として把握していた被害者車両を撮影したこと、⑤撮影対象とされた被害者車両、被害者宅、被害者宅二階ベランダに干してあった作業服は、公道上等から普通に観察することが出来る状況であったこと、⑥被告人らによる撮影は、本件当日の朝方は短時間であり、本件当日の午後も、凡そ一〇分程度の間に被害者宅付近を移動しながら断続的に撮影したことが認められる。以上によれば、被害者については、犯収法違反事件の被疑者として住居・行動確認等の内偵捜査をする合理的な理由があつたと認められ、被告人らによる撮影行為は、内偵捜査の一環として被疑者の特定等に必要なる情報を収集・保全する目的で行われたものであると認められるところ、撮影対象は、公道上から普通に観察することが出来る被害者車両、被害者宅、被害者宅二階ベランダに干してあった作業服である上、撮影自体も公道上等で行われ、長時間に亘るものではなかつたのであるから、被告人らによる撮影行為は、捜査目的を達成するため必要な範囲内で相当な方法で行われたと言え、捜査活動として適法である。所論は、①原判決は、最高裁昭和四四年一二月二四日大法院判決と肖像権を観念する余地のない本件では事案を異にするとして、いるが、私生活上の自由乃至平穩を害するという意味では質的な相違はなく差異を設ける理由は見当たらないから、撮影対象で区別しようとする原判決の判断は誤っている、②昭和四四年判例に照らすと、被告人らの撮影行為には緊急性がなく無令状でこれを行うことは違法であるが、原判決はこの点の判断を避けている、③本件においては、警察官二名が二回に亘って写真撮影だけでなくビデオ撮影も行っているから、プライバシー侵害の程度が少ないとは言えず公道上等から撮影したことは重要ではない等として、被告人らの撮影行為は違法乃至限りなく違法に近い捜査であると主張する。しかし、所論①については、無令状での写真・ビデオ撮影の適法性は、それらが行われた時の捜査の必要性等の状況を踏まえ撮影対象を含めた種々の要素を考慮して（例えば、同じ撮影対象であつてもそれが存在し

ている場所等によってプライバシーが保護される程度は異なると考えられる)、当該事案に即して判断されるべきであるから、原判決が昭和四四年判例と本件では事案が異なるとしたこと自体に誤りはない。また所論②については、昭和四四年判例が証拠保全の「緊急性」に言及しているのは当該事案に即した判示であって、緊急性が一般的な要件であると解することは出来ない(このことは緊急性について判示していない最高裁平成二〇年四月一五日第二小法廷決定に照らしても明らかである)から、原判決が緊急性について判示していないことが誤りであるとは言えない。更に所論③については、上記の通り、被告人らが撮影したのは公道上等から普通に観察することが出来る被害者車両、被害者宅、被害者宅二階ベランダに干してあった作業服であり、被害者にとっても不特定多数の者から見られることを当然予想しているものであって、プライバシー侵害の程度は大きくないと言え、撮影自体も、私的な領域に立ち入ることなく公道上等で断続的に行われ長時間に亘るものではなかったのであるから、撮影器具の中にヴィデオカメラが含まれていることを考慮しても被告人らによる撮影行為が相当性を欠くものとは言えない。その他の所論を踏まえて検討しても、被告人らによる撮影行為は捜査活動として適法であるとした原判決の判断に誤りはない」と述べた。撮影対象は公道上等から普通に観察出来る車両・自宅などであり、不特定多数の者から見られることを当然に予想しているものでプライバシー侵害の程度は大きくなく、撮影自体も、私的領域に立ち入らず長時間に亘るものではなかったことなどを認定している点で、従来の裁判例の判断枠組みの延長線上にあるものと評価出来るものと思われる⁽²⁰⁾。

二 第三節でも掘り下げるが、以上の裁判例から抽出可能な、捜査上の必要性と被侵害利益の程度とを比較衡量するための判断ファクターとしては、例えば、最高裁平成二〇年決定からは、①犯罪の嫌疑の存在、②被告人の容貌等に

係るビデオ映像の捜査上の必要性、③撮影方法の相当性、東京地判平成元年三月二五日からは、①事案の重大性、②嫌疑の存在、③被撮影者の限定、④証拠保全の必要性（不可欠性）・緊急性、⑤撮影方法の相当性、京都地決平成二年一〇月三日からは、①事案の重大性、②被撮影者が犯人であることを疑わせる相当な理由、③写真撮影によらなければ犯人の特定が出来ず、且つ証拠保全の必要性・緊急性があること、④撮影が社会通念上相当な方法をもって行われていること、東京高判平成一九年八月七日からは、①具体的な嫌疑、②撮影方法の相当性、大阪地決平成二七年六月五日からは、①嫌疑の存在、②捜査上の必要性、③撮影方法の相当性が得られ、総じて、嫌疑の存在（犯罪の存在のみならず被撮影者の犯人性についての嫌疑の存在）、犯罪の重大性（罪名や法定刑のみで判断するのではなく、具体的事実関係に即して判断しているようである）、捜査上の必要性（必ずしも不可欠性迄求めるものではないが、必要とする捜査の内容、証拠収集の困難性、写真やビデオ画像自体の捜査における価値等を具体的に考慮している）、撮影方法の相当性（撮影場所が公の場所或被撮影者が他者から見られることが当然に想定される状況であったことが非常に重視されている。また、私的領域の撮影を避けているかも考慮対象となっている。他方、被撮影者の限定については、適法性の根拠として掲げる裁判例とそうでないものがある）が主たる判断ファクターとして提示されるとも分析されている。⁽²⁰⁾この点、例えば、必要性は単なる関連性では足りず、他の手段によることの高度の困難性を要し、緊急性には、個人の生命・身体・財産等に対する重大な侵害に及び得る重大事案に係る重要な証拠価値を有する証拠方法について、他の事後的手段によつては代替・補完が殆ど不可能であることを要求し、また、厳密な意味での必要性・緊急性の要件を確実に充足し得るケースであるかの縛りとしてのメルクマールとして現行犯性要件も併せて要するとし、更に、緊急性の縛りとは別の面からの手段の相当性要件を、当該手段の量・程度、侵害される自由・人権の重大性に配慮して、具体的且つ厳密に検討すべきと考える重要

な見解も存するが、裁判例はそこ迄限定的な許容要件は想定していないように思われる。

(235) 前田雅英『刑事法判例の最前線』（令和元年 東京法令出版）二四一―二頁は、本判決は、GPS捜査は、「カメラで撮影したりするような手法」とはプライバシー侵害の程度が質的に異なるとしと言えようとする。尤も、「カメラで撮影したりするような手法」の態様によっては、プライバシー侵害の程度が高まることはあり得るように思われる。

(236) 伊藤雅人・石田寿一「車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は令状がなければ行うことができない強制の処分か」『ジュリスト』第一五〇七号（平成二九年）一一頁「本判決が、GPS端末の個人の所持品への取付けに着目して強制処分性を認めただからと言って、凡そそのような取付け行為がなければ強制処分性が認められないということを判示したものでないことは当然で、例えば、ドローン等を利用して追跡及び至近距離からの継続的な撮影が可能になった場合、これらを強制処分と言うべきかどうかについては、本判決の射程外であるとする」。伊藤雅人・石田寿一・前掲「車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は令状がなければ行うことができない強制の処分か」（最高裁判所判例解説）『法曹時報』第七一卷第六号一二九六頁も同旨。

(237) 最大判平成二九年三月一五日以降の、GPS捜査と並行して行われる追尾監視型捜査の事例としては、例えば、東京地裁立川支部平成二九年七月一九日判決（westlaw 文献番号 2017WLJPCA07199007）がある。東京地裁立川支部は、被告人兩名が連続して自動車窃盗を行ったとする事案において、捜査機関が被告人らの使用車両にGPS端末を取り付け、その位置情報を取得したGPS捜査について、当該GPS捜査の実施期間・規模・態様からすれば、当該GPS捜査は現に被告人兩名のプライバシーを大きく侵害するものであり、当該GPS捜査を、令状等の選択を適切に行う等して適法に行い得たという事情も見当たらないから、当該GPS捜査の違法の程度は令状主義の精神を潜脱し、没却する重大なものと言わざるを得ないとした（各証拠中、当該GPS捜査によって直接得られた証拠乃至これと密接な関連性を有する証拠と認められた証拠については排除した）が、警察官がGPS端末を被告人らの使用車両に取り付けた後に、被告人らの使用車両が被告人の住居を出発し、帰宅したことを撮影する目的でビデオカメラを設置し、その結果を証拠化したものは、当該GPS捜査と

密接な関連性を有するとは認められないものと判断した。

次いで、旭川地裁平成三十一年三月二十八日判決（判例時報二四四一号八六頁）は、被告人が、覚せい剤営利目的譲渡または所持に係る同種前科二犯を有するにもかかわらず、六〇グラムを超える多量の覚せい剤を営利目的で所持した事案につき、令状の取得及び被告人の事前承諾なく、被告人使用車両にGPS測位機及びGPSロガーを取り付け、位置情報を検索・取得した行為は違法であると述べつつ、令状の取得及び管理者の事前承諾なく、車庫をカメラ（駐車場の外から車庫の内部を撮影するための監視カメラなど）で撮影・録画した捜査は、通常人から容貌等を観察されること自体は受忍せざるを得ない地点の撮影録画に止まるものであったと言えるから、刑事訴訟法上、強制処分にあたるとは言えず、また、任意捜査としてみても、覚せい剤営利目的所持等の嫌疑は具体的で、撮影録画は約二か月に及んだものでも被撮影者の顔を鮮明に捉えておらず停車された自動車のナンバープレートも撮影されておらず、より鮮明に映っている場合でも撮影期間が一週間程度に止まっており、加えて通常人から容貌等を観察されること自体は受忍せざるを得ない地点の撮影であったことも考え併せると、相当な範囲のものであり、適法である等とした上で、判示事実は違法収集証拠排除後の関係証拠によって証明十分であると判示した。その控訴審である札幌高裁令和元年九月一日（westlaw 文献番号 2019WLJPC409106008）も、最大判昭和四四年二月二四日は、現に犯罪が行われたまたは行われた後間がないと認められる場合の他は、警察官による人の容貌の撮影が許されない趣旨迄判示したのではないとしつつ、被告人が覚せい剤の所持・譲渡に関与していると疑うに足りる合理的理由があり、撮影期間は二か月を超えてはいるが、撮影対象は車庫内を中心としていて、捜査目的を遂げるために必要な限度で実施されており、更に本件カメラの撮影対象である車庫は、人が他人から容貌を観察されること自体受忍せざるを得ず、プライバシーの合理的期待が高い場所であるとは言えず、そうすると、本件監視捜査は強制処分には当たらず、捜査目的を達成するため、必要な範囲で相当な方法により実施された適法な捜査活動であると言える」と述べた。

(238) 機器の所持品（自動車）への秘かな装着自体を財産権の侵害と見て強制処分性を肯定したと捉える見解には支持が少ないと評される。椎橋隆幸「GPS捜査平成二九年三月一日最高裁大法廷判決の意義と射程（後）」『研修』第八五一号（令和元年）九頁。

(239) 井上正仁「GPS捜査」井上・大澤・川出編・前掲書『刑事訴訟判例百選「第一〇版」』六七頁。柳川重規「位置情報（GPS・基地局情報）取得の規律」『警察政策学会資料』第一〇四号（平成三〇年）四頁、一八頁も、本判決は、自動車を憲

法で保護しているところの所持品に当たるとして、そこにGPS端末を装着することが所持品に対する不法侵入に当たると構成したアメリカ合衆国のアプローチ (United States v. Jones, 565U.S.400 [2012]) と異なり、所持品自体ではなく、所持品にくっつけて行くGPS端末が、私的領域というプライバシーが強く保護されるべき空間の中に侵入して行くことを問題にしたようであるとの認識を示す(猶、柳川重規「位置情報とプライバシー」、『法学新報』第二二五巻第十一・十二号「平成三二年」六〇九頁以下をも参照)。本アプローチに対しては、GPS捜査は、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に侵入したと言えるのか、権利侵害の内容・程度が低いものでも良いとする抽象的な強制処分性の類型的把握論によれば矛盾はないことになるが、その場合は強制処分性のメルクマールとして「重要な」権利・利益の「実質的な」制約が否かで判断する有力説との間に疑問が生じるであろうとの批判が提示されている。椎橋隆幸・前掲「GPS捜査平成二九年三月一五日最高裁大法廷判決の意義と射程(後)」一〇頁。同「GPS捜査平成二九年三月一五日最高裁大法廷判決の意義と射程(前)」『研修』第八四三号(平成三〇年)九頁をも参照。

(240) 堀江慎司「GPS捜査に関する最高裁大法廷判決についての覚書」『論究ジュリスト』第二二二号(平成二九年)一四四頁以下(本判決について考えられる読み方の一つであるとする)。

(241) 笹倉宏紀・前掲「強制・任意・プライバシーヴァシー」『主観法モデル』でどこまで行けるか」二八二頁以下。

(242) 稲谷龍彦・前掲書「刑事手続におけるプライバシー保護」二七四頁以下。

(243) 議論状況を簡潔に示すものとして、宍戸常寿・大屋雄裕・小塚莊一郎・佐藤一郎「AI社会と法」(令和二年 有斐閣)二九五頁以下「成瀬剛・山本龍彦」、椎橋隆幸・前掲「GPS捜査平成二九年三月一五日最高裁大法廷判決の意義と射程(後)」八頁以下など参照。

(244) 第三節参照。

(245) ヴィデオに写っていたM号室に入入りする人物が、昭和四六年渋谷暴動事件の殺人犯として逃走中のQ3派活動家であり、被告人はこれを認識していたとして犯人蔵匿罪として起訴され、ヴィデオ画像から採取した静止画像が同罪の非供述証拠として提出されたところ、弁護士は、本件ヴィデオ撮影は被撮影者のプライバシーを侵害し、令状を必要とするべきであるにもかかわらず令状なしで撮影されたため、証拠排除すべきと主張した。

(246) 猶、この間、防犯カメラ映像による人の異同識別に関する裁判例も見られる。即ち、被告人が三階建て倉庫併用住宅の一

部を焼損したとして起訴され、公訴事実記載の火災が放火によるか、仮に放火によるとして、犯人が被告人であるかが争われた事案で、東京地判平成二九年七月一九日(判例時報二二九七号九頁)は、放火が強く推認されたとした上で、付近の防犯カメラで撮影された不審者の行動・出火の状況から本件火災は当該不審者が放火したものと考え、①防犯カメラに映った画像等を資料として犯人と被告人の異同識別を鑑定したところ、犯人と被告人の着衣・自転車は幾つかの点で特徴が類似していて、これらがいずれも合致することは常識に照らしても極めて稀であると考えられ、犯人と被告人の同一性を相当程度推認させること、②現場周辺の防犯カメラ映像によると犯人は被告人の居住場所に関わりがある人物であることが強く推認されることを理由として、被告人を犯人と認めた。これに対して、控訴審である東京高判平成三〇年二月九日(判例時報二二九九七号九頁)は、①・②の事情は、各々被告人の犯人性を推認させる充分な事情と言えず、両事情を併せて考えても、第三者が被告人の居住場所付近で自転車を止めた可能性を払拭することが出来ず、被告人を犯人と断定するには足りないとして、事実誤認により第一審判決を破棄して被告人を無罪とした。東京高裁は、防犯カメラで撮影された人物の映像・画像の解像度はそれ程高くなく、特徴の一致の程度は高いものとは言えず、また、防犯カメラの映像が不鮮明であるため、犯人と目される人物の具体的行動や視線がどこにあるのか等は一切不明であると述べている。

(247) 渡部直希「被告人の容ぼう等を、同人の承諾なく、かつ無令状でビデオ撮影した映像から切り出した画像につき、適法な任意処分により収集した証拠であるとして証拠能力を認めた事例」『警察学論集』第七一卷第一〇号(平成三〇年)一七二頁以下。

(248) 被告人は、建造物等以外放火罪、非現住建造物等放火未遂、火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反については無罪、覚せい剤取締法違反及び窃盗罪で懲役刑等を科された。

(249) 中島宏「捜査におけるビデオ撮影」『法学セミナー』第七六五号(平成三〇年)一二六頁。

(250) 中島宏・前掲「捜査におけるビデオ撮影」一二六頁、指宿信・前掲「七ヶ月半に及ぶ撮影についてプライバシー侵害の度が強い」として証拠排除した事例」二〇八頁。

その他、任意処分に止まる撮影により得られたビデオにつき違法収集証拠排除法則を適用している点に重要な意義を見出す見解として、宇藤崇「強制処分とまではいえないビデオ撮影の違法と違法収集証拠排除」『法学教室』第四五七号(平成三〇年)一三五頁。

(251) 堀田さつき「建造物等以外放火等の事案において、警察官が被告人方前の公道及び被告人方玄関を七ヶ月半にわたってビデオカメラで撮影して収集した証拠について、違法収集証拠として証拠能力が否定された事例」『警察公論』二〇一八年一月号九二―三頁、九五頁は、本判決においても、撮影の対象とされた場所が被告人方前の公道及び被告人方玄関であり、被告人方前を通行する者らの目に晒されており、他人から観察され得る場所であると言えるから（玄関ドアが開いた際にドア内部の様子が撮影されている点についても、例えば、被告人方前を通行している者は、通行中に玄関ドアが開いていれば内部の様子を見ることが出来る）、公道等において個人の容貌等を撮影する捜査手法を任意処分と解する従前の裁判例と同様の考え方により、それ自体は任意処分として許容され得ると判断されたと捉える。

(252) 堀田さつき・前掲「建造物等以外放火等の事案において、警察官が被告人方前の公道及び被告人方玄関を七ヶ月半にわたってビデオカメラで撮影して収集した証拠について、違法収集証拠として証拠能力が否定された事例」九三頁、九五頁。加藤康榮編著『警察官のためのわかりやすい刑事訴訟法 第二版』（令和元年 立花書房）五四―五頁は、本件のような定点設置型の撮影は、撮影機器及び撮影データの蔵置装置の性能向上により採用される局面が増えて来たところ、撮影自体のみならず、そのデータの保存についてもプライバシー侵害の度合いが類型的に高いことを充分考慮して、その必要性を良く検討した上、撮影時間を徒に長くせず、データについても必要な部分だけを限定的に保存するなどの措置を講じる必要がある旨指摘する。

(253) 判例時報二四〇〇号一〇五頁「兩判決の結論の差は、任意捜査としての許容性が必要性と相当性の相關関係によって決まることから、事案の具体的事情の違いに基づく評価の差に由来しているに過ぎないとし、ただ、両事件共に警察のビデオカメラ設置目的は警察官の説明通りではなく、さいたま地判では暴力団、大阪地判ではQ3派アジトの動向監視に真の目的があったのではないかと考えられ、仮にそうであったとすれば、被告人を撮影対象とするにつき具体的な犯罪との関連性が失われるので、撮影行為の必要性が否定されて各ヴィデオ撮影は任意捜査として違法とされた可能性があろうとする」。

(254) 指宿信・前掲「七ヶ月半に及ぶ撮影についてプライバシー侵害の度合いが強いとして証拠排除した事例」二〇六頁は、これを証拠資料収集型と呼ぶ。

(255) 指宿信・前掲「七ヶ月半に及ぶ撮影についてプライバシー侵害の度合いが強いとして証拠排除した事例」二〇八頁は、これを専ら動向監視・情報収集を目的とした撮影と呼ぶ。

(256) 中島宏・前掲「捜査におけるビデオ撮影」『法学セミナー』一二六頁。また、河村有教「入門 刑事訴訟法」(令和元年 晃洋書房)一〇六頁も、最二小決平成二〇年四月一五日の事案における現行犯と被疑者の同一性を確認するためのビデオ撮影は典型的な証拠保全型のビデオ撮影であり、証拠保全の必要性・緊急性もあり、任意処分として許容されるが、さいたま地判平成三〇年五月一〇日で問題となっているような、漠然と人定を含む共犯関係を明らかにすると共に共犯者らの立ち回り先や潜伏先を解明するためのビデオ撮影は、任意で撮影が許容されるための証拠保全の必要性・緊急性はないと厳格に判断されてしかるべきであると考えられる(また、長期間のビデオ撮影で、情報を記録・集積するものについては、情報を記録・集積するGPS捜査と同じく、立法がなされ、裁判官の令状審査による司法的統制の下で捜査が行われることが望ましいとする)、洲見光男「演習」『法学教室』第四七六号(令和二年)一二五頁は、最二小決平成二〇年四月一五日の判断は、事例としての判断に止まるものであり、さいたま地判平成三〇年五月一〇日に照らして、被撮影者に犯罪の嫌疑が認められないからと言って、必要性が当然に否定される訳ではないと論じる。

(257) 判例時報二四〇六号七二頁。

(258) 警察実務研究会編『警察実務重要裁判例 令和元年版』(警察公論)第七四卷第八号「令和元年」別冊)一六二頁。

(259) 前田和孝「捜査機関が、被告人が入りするビルの一室付近を見通せる近くのマンションの一室を賃借し、ビデオカメラ二台を同所に設置して、八二日間、二四時間態勢で部屋の玄関ドアやその付近の共用廊下を撮影し、これにより撮影されたビデオ映像から切り出した静止画像について、適法な任意処分により収集した証拠であるとして証拠能力を認めた事案」『警察公論』第七五卷第七号(令和二年)九五頁。玄関ドア及びその付近を撮影するものであったとしても、安易にプライバシー侵害の程度が低いと判断するのではなく、撮影態様を慎重に検討し、捜査の必要性も勘案しつつ、捜査の適法性を判断することが必要であろうとされる。同九四頁。

(260) この間、強姦致傷・強盗・窃盗事件において、被告人の交際相手が使用するタブレット端末と被告人が使用するスマートフォンが検索履歴を相互に閲覧出来る状態となっていたところ、警察官が当該交際相手から承諾を得て、被告人が自らのスマートフォンから検索した検索履歴を、当該タブレット端末から網羅的に閲覧し、その履歴を写真撮影するという閲覧捜査(その結果として写真撮影報告書を作成した)を行った事案に関して、東京高判平成三一年一月一五日(westlaw 文献番号 2019WTJPCAO1156001)が、大要、「本件閲覧捜査は、被告人の交際相手の操作により個別に表示された本件検索履歴を

閲覧するという限度に止まらず、複数日に亘り、交際相手から本件タブレットを借り受け、本件検索履歴を網羅的に閲覧し、このように閲覧した本件検索履歴を写真撮影するというものであった。インターネットの検索履歴はインターネット上のどのような情報を入力しようとしていたかを示すものであつて、これらを網羅的に把握すればその検索をした者の思想・趣味・性癖等、その私的領域の相当深い部分に関する情報を具体的かつ広範囲に推知することが可能になる。そうすると、被告人が交際相手に対しては本件検索履歴を閲覧することを許容していたと見ることが出来るとしても、捜査機関がこのような情報を網羅的に収集すること迄了解していたとは、被告人と同じ立場に置かれた一般人の合理的な意思解釈としても考えられず、それゆえ、交際相手が捜査機関がそのような情報収集をすることを承諾することについて許容していたと見ることは出来ない。従つて、本件閲覧捜査は、合理的に推知される被告人の意思に反してその私的領域の相当深い部分に広範囲に侵入するものであるから、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益であるプライバシーの権利を侵害するものとして、刑法上特別の根拠規定がなければ許容されない強制処分に当たると述べ、本件閲覧捜査の内、被告人スマートフォンによる検索履歴に係る部分は、被告人の承諾もりスマートフォンアクセスによる差押許可状も得ない儘行われたものであつて違法であり、本件閲覧捜査がリモートアクセスと同様の効果をもたらすものであつて、被告人の承諾なくこれを行おうとすれば令状の発付を得る必要がある点に鑑み、本件閲覧捜査の違法性は、令状主義の精神を没却する重大なものであると論じて当該写真撮影報告書の証拠能力を否定した。

(261) このような裁判例の他、被告人と犯人との同一性が争われた強盗致傷等被告事件において、被告人と防犯カメラに記録された人物との異同識別等に関する専門家の証言について、資料とされた画像が鮮明度を欠き、分析評価に当たつて極端に処理した画像が用いられていることに照らすと、左記証人の採用した異同識別法の科学的原理やその理論的正当性を更に説明すると共に、その証拠価値や信用性を判断することが可能となるように検察官に釈明を求めたり、必要な証拠調べを実施したりして、専門的な知見を得る必要があつたのに、それらの措置を取らなかつた原審の手続きには審理不尽の違法があるとして、原判決を破棄して原裁判所に差し戻した事例として、東京高判平成二九年一月二日がある(判例時報二四三〇号一二七頁。原審である東京地判平成二九年三月三日は、被告人と犯人の同一性について相当似ていると言えるところ述べ、被告人が本件の犯人であることは、常識に照らして間違いないと述べ、被告人を懲役六年に処していた)。また、駅改札口で駅員に対して脅迫を行ったとの訴因について、防犯カメラの映像に照らして、被害者とされる駅員や現場に臨場した警察官の各

証言が信用出来ないとして、現行犯逮捕された被告人が無罪とされた事例として、東京地裁立川支判平成三〇年五月七日（判例時報二四四五号七八頁）がある。本件では駅員と警察官の各供述の信用性判断において、防犯カメラ映像との比較が大きな意味を有しているが、本判決のように被害者とされる者の供述を、防犯カメラ映像等と照合することでその信用性を否定し、被告人を無罪とした事例は他にも見られ（判例時報二四四五号「コメント」参照）、近時相次いでいることから、裁判所は専門家証人としての証言内容の合理性を鵜呑みにせず、その判断機序や判断根拠の合理性を慎重・入念に検討して信用性を判断している傾向が明らかであって（例えば、福岡高判令和元年一月一日「確定」は、当該事件につき行われた顔貌鑑定の具体的な分析内容の客観性・信用性に問題があるとする）、捜査官としては、鑑定人等の説明を鵜呑みにすることは厳禁であるし、鑑定方法の原理について理解し、それが信用出来ると思われる場合であっても、具体的鑑定方法がその原理に従ったものであるかにつき、充分留意する必要がある旨指摘されている。市木政昭「判例紹介」『研修』第八六〇号（令和二年）七四―五頁、『警察実務重要裁判例 令和二年版』（警察公論）第七五卷第一号（令和二年）二二七―八頁。

- (262) 判断ファクターの分析として、渡部直希・前掲「被告人の容ぼう等を、同人の承諾なく、かつ無令状でビデオ撮影した映像から切り出した画像につき、適法な任意処分により収集した証拠であるとして証拠能力を認めた事例」一六九頁以下など。また、粟田知穂「写真撮影・ビデオ撮影、おとり捜査」『警察学論集』第七三卷第一二号（令和二年）一〇〇頁は、判例を統一的に理解するとすれば、「撮影対象」「撮影場所」「撮影目的」「撮影態様」が判断ファクターとなるであろうと述べる。
- (263) 清水晴生・前掲「撮影捜査の性質と要件」二二六頁以下。

（日本比較法研究所嘱託研究所員）